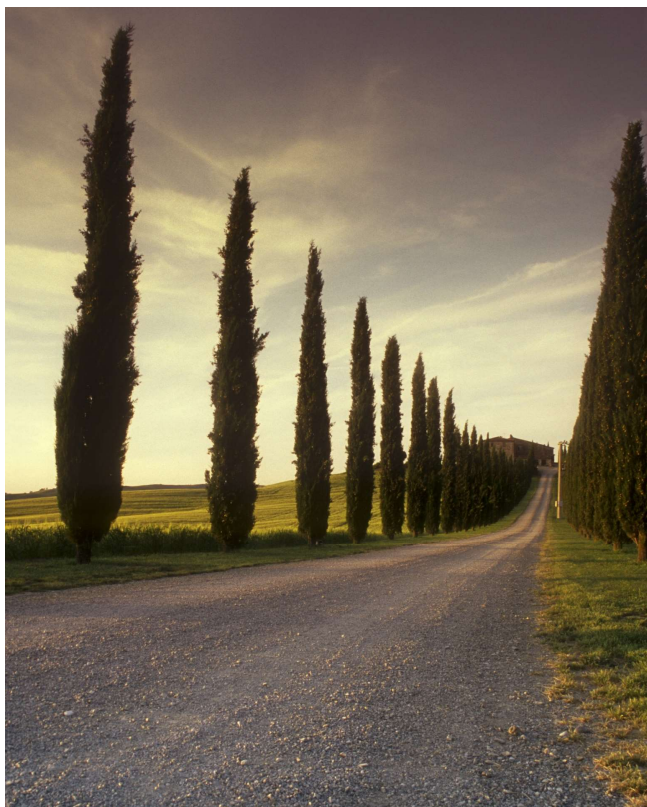


新潟市幼児教育・保育施設等における



不適切保育防止のための ガイドライン

～保育の質の確保・向上をめざして～

〈子どもの権利条約〉

第3条 子どもにとってもっともよいことを

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

令和4年3月

新潟市こども未来部保育課

はじめに

子どもの人権・人格の尊重は、従前より、児童福祉の本来的な理念です。しかし、近年、子どもの気持ちに寄り添い、その人権・人格を尊重するという意識が、保護者や、保育に携わる者だけでなく、広く一般においても高まってきています。そうした子どもの人権に対する意識の高まりの中、かつては特段問題とは認識されていなかった行為や言動でも、より高度な配慮が求められるようになったと言えます。

新潟市では、令和2年3月に「第2期新潟市子ども・子育て支援事業計画（新・すこやか未来アクションプラン第2期計画）」を策定し、就学前の質の高い教育・保育の充実を謳っています。各施設における保育の質の向上への取組はもとより、今後は、より地域全体で、施設の種別や運営主体の別を超えて、各々の実情に即した具体的な実践やマネジメントのあり方を学び合うことのできるネットワークを構築し、専門性に基づく高い人権意識を共に磨き合っていくことが重要です。

本ガイドラインの作成をきっかけに、これまで以上に、一人ひとりの子どもの「最善の利益」が活発に語られる保育現場の風土が醸成されることを期待しています。

令和4年3月

新潟市こども未来部

保育課長 浅間 孝之

目 次

1	ガイドラインの位置づけ.....	3
2	不適切な保育とは.....	5
3	不適切な保育が疑われる事案の把握及び発生時の対応.....	7
	（1）保育所等の担当者設定による事案把握	
	（2）新潟市の相談窓口設置による事案把握	
	（3）発生時の対応のながれ	
	（4）事実の確認	
	（5）事実確認後の対応	
4	不適切な保育が生じる背景.....	12
	（1）人権意識の問題	
	（2）職場環境の問題	
5	不適切な保育の未然防止に向けて（まとめ）.....	14
	（1）保育所等の役割	
	（2）新潟市の役割	
	（資料）チェックリストⅠ「わたしたちからのおねがい」.....	15
	チェックリストⅡ「保育現場における子どもの人権擁護のための チェックリスト」.....	18

1 ガイドラインの位置づけ

児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第33条第11項においては、「施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない」との規定が置かれており、新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月21日条例第77号)第12条及び新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年10月7日条例第56号)第25条においても同様に定めておりますが、保育所等における不適切な保育等の防止の取り組みや、保育所等で起こった不適切な保育等への保育所等や自治体の対応について、現在、国から自治体等に対して統一的な考え方を示したものではありません。

一方で、「保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)第1章総則 1 保育所保育に関する基本原則 (5) 保育所の社会的責任」には、「保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない」と謳われています。すなわち、保育所においては、子どもに対する体罰や言葉の暴力が決してあってはならないことはもちろんのこと、日常の保育においても、子どもに身体的、精神的苦痛を与えることがないように、子どもの人格を尊重するとともに、子どもが権利の主体であるという認識をもって保育に当たらなければならないことを示しています。

また、障害者虐待防止法(平成23年6月24日法律第79号)第30条では、保育所等に通う障がい者に対する虐待の防止等について定められており、保育所等における虐待防止措置の具体例として、障がいへの理解を深めるための研修の実施や普及啓発、障がい者に対する虐待に関する相談体制の整備等があげられています。

これらのことから、保育所等において不適切な保育が発生した際の対応について、関係法令を含めて整理し(表1・図1参照)、不適切な保育の未然防止への取組を促進するため、本ガイドラインを作成しました。

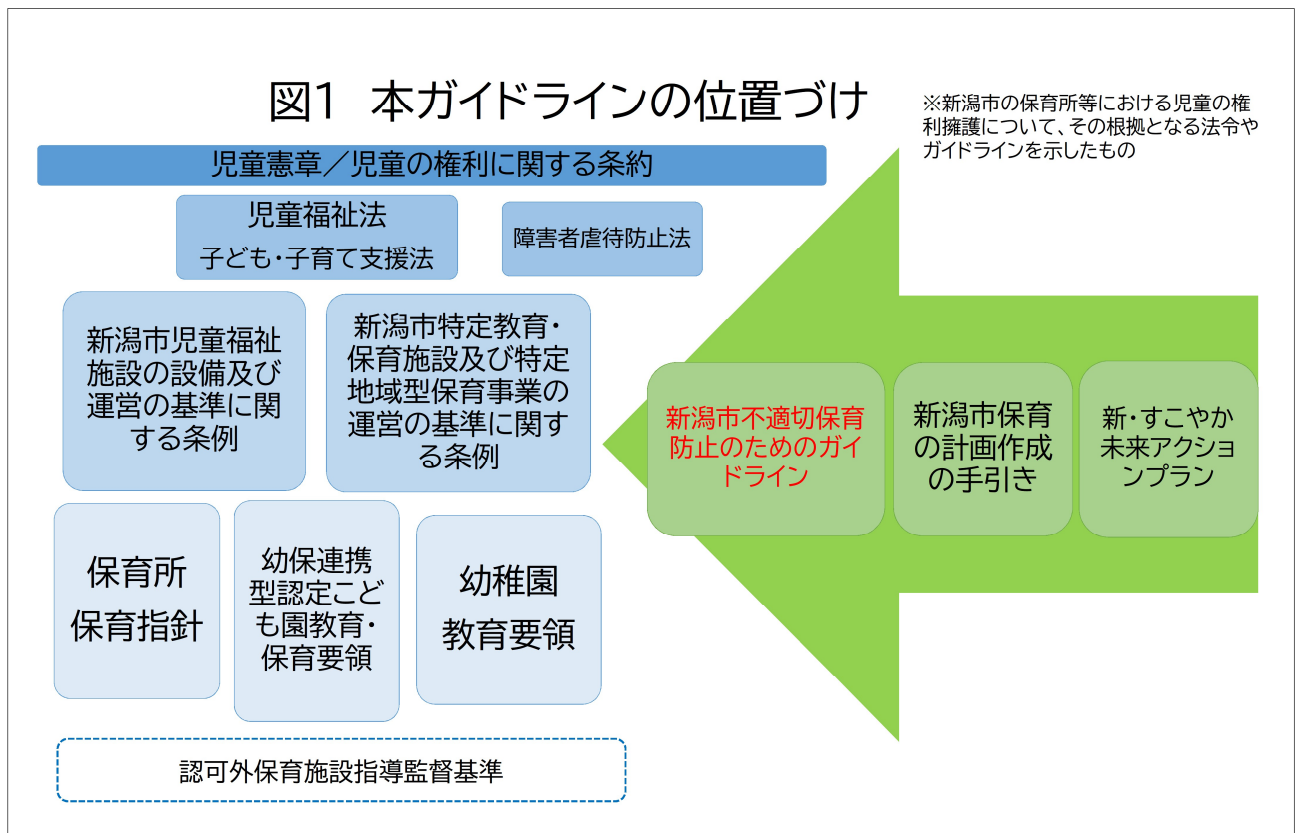
なお、本ガイドラインの対象施設は市内保育所、認定こども園、地域型保育事業所、私立幼稚園、認可外保育施設及び病児・病後児保育施設とします(本文中においては、これらの幼児教育・保育施設について「保育所等」と記載します)。

表1 関係法令等一覧

関係法令等	不適切な保育等の防止に関連する条文や内容等
児童福祉法	第33条第10項(被措置児童等虐待の定義)一 被措置児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、(中略)その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。第33条の第11項 施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。
子ども・子育て支援法	第58条第3項の2 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律及びこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。
新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	第12条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例	第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
障害者虐待防止法	第30条 保育所等又は認定こども園の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を不編めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するための必要な措置を講ずるものとする。
保育所保育指針	第1章総則 1保育所保育に関する基本原則 (5)保育所の社会的責任 ア 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。(3)保育の方法 ア 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。
幼保連携型認定こども園教育・保育要領	第3章 第2節 6保育教諭等の役割 園児の主体的な活動を促すためには、保育教諭等が多様なかわりを持つことが重要であることを踏まえ、(中略)園児の人権や園児一人一人の個人差に配慮した適切な指導を行うようにすること。

図1 本ガイドラインの位置づけ

※新潟市の保育所等における児童の権利擁護について、その根拠となる法令やガイドラインを示したもの



2 不適切な保育とは

本ガイドラインにおいて、「不適切な保育」とは、「保育所等での保育士等による子どもへの関わりについて、新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例、新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び保育所保育指針に示す子どもの人権・人格の尊重の観点に照らし、改善を要すると判断される行為」とします。

不適切な保育の具体的な行為類型は、以下のとおりです。

- ① 子ども一人一人の人格を尊重しない関わり
- ② 物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ
- ③ 罰を与える・乱暴な関わり
- ④ 子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり
- ⑤ 差別的な関わり

③のように、結果として子どもの心身に重大な影響を与える関わりは、比較的整理しやすいのですが、他の行為類型ごとの具体的な関わりとしては、例えば、次のようなものが考えられます。

① 子ども一人一人の人格を尊重しない関わり

- ×朝、母親に抱かれて、なかなか離れられない子どもに「ずっと抱っこしてもらっていると恥ずかしいよ」と言葉をかける。
- ×排泄の失敗への対応をその場で行ったり、周囲に知らせたり、その失敗を責める。
- ×「そんなこともできないなら〇〇組からやり直し」「赤ちゃんみたい」などと言う。
- ×食事の際、こぼす等の理由で、テーブルに給食のメニューをすべて配膳しない。
- ×自分から訴えてトイレに行くことができる子どもに対して、無理にトイレに行かせる。
- ×子ども同士のトラブルが起きたとき、子ども達の言い分を聞かず、一方的に判断を下す。
- ×制作活動で子どもが描いた作品を見て、一方的に描きなおすよう働きかける。

② 物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ

- ×「〇〇しなさい」とどなったり、子どもが怖がるもの（鬼等）を使ったりして、子どもを保育者の思いどおりに動かそうとする。
- ×寝ずに話をしている子どもの布団を取り上げたり、友だちと離れた場所に敷いたりする。
- ×なかなか寝付けずにいる子どもに対して「早く寝てよ。あなたが寝ないと仕事ができない」と言う。
- ×集団行動を促す言葉がけを聞かない子どもに対し「〇〇しないなら〇〇できないからね」と言う。

③罰を与える・乱暴な関わり

- ×並ぶときなどに、子どもの自発的行動を待たず、腕をつかんで引っ張る。
- ×子ども的人数をチェックする際に、子どもの頭を手で叩くようにして数える。
- ×友だちを叩いた子どもに、叩かれると痛いことを分からせるために、子どもの手を叩く。
- ×言うことを聞かない子どもに対し、廊下に立たせる、散歩に連れて行かない（連れて行かないと脅す）などの罰を与える。

④子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり

- ×提出物が遅い、お風呂に入っていない等に対し、子どもに「またお母さん忘れたの」「昨日お風呂に入れてもらわなかったの」など、親を否定することを言う。
- ×時間ぎりぎりのお迎えになる子どもに「〇〇ちゃんのお母さん、今日も遅いね」と言う。

⑤差別的な関わり

- ×特定の子どものみだけ「おはよう」とあいさつする。
- ×少食の子どもに対して、子どもの意見を聞かず、初めから非常に量を少なくして配膳する。
- ×寝かしつける際に、いつも同じ子どものそばにばかりつく。
- ×「男の子はいつまでも泣かないの」「女の子は乱暴な言葉を使ってはいけない」など性別を理由に子どもを注意する。

(参考:全国保育士会「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」)

これらの行為の中には、保育士等一人ひとりの、子どもの人権や人格尊重に関する理解が十分でないなどにより、本人は問題ないと捉えている行動が、不適切な保育に該当することがあります。

また、保育士等本人は子どものために良かれと思った行為であるために、その行為が子どもの権利を侵害するという重大さに気づいていない等の状況も考えられます。

いずれにせよ、不適切な行為が疑われた場合には、保育士等の意識や意図に関わらず、事実確認において次のことを明らかにしなければなりません。

- 不適切な保育が疑われる行為の有無（それが生じた具体的状況）
- 不適切な保育が疑われる行為に至った背景（保育の内容、子どもの個別事情、など）
- 不適切な保育が疑われる行為が繰り返し行われていたのか（再発可能性）

事実確認の手順や役割分担については、次項で詳しく示すことにします。

3 不適切な保育が疑われる事案の把握及び発生時の対応

(1) 保育所等（各施設）の担当者設定による事案把握

本来であれば、保育所等において行われる保育に、保護者や保育士等が何らかの違和感を持った際には、まずは当該保育所等の施設長やリーダー層の職員へ、その旨が知らされることがのぞましいでしょう。不適切な保育が実際に行われていた場合はもちろんのこと、保育に対する認識の違いや誤解が保護者と保育士等との間にある場合にも、当事者同士が話し合うことで是正・解消できることも多いと思われるからです。

一方で、子どもを預けているという立場の保護者は、保育所等において行われる保育に対して何らかの違和感を持ったとしても、保育士に対して直接指摘をしにくいことも想定されます。そうした場合に気軽に相談できる担当者を保育所等内で設けておくことは、不適切な保育の早期発見・改善の機会となるとともに、保護者の安心にもつながると考えられます。

また、もし、認識の違いや誤解が原因であったとしても、どのような行為が問題だとみられる可能性があるかについて、当該保育所等の職員が認識できる機会となり、保育内容等の改善につなげることができそうです。

さらに、不適切な保育が疑われる場合における、早期の相談～対応を徹底できれば、子どもが重大な被害を受ける事案を減らすことに繋がります。

各保育所等においては、不適切な保育が疑われる場合における相談担当者を設定し、その報告プロセスを整備し、前もって保育士等や保護者に周知しておくことが重要です。

(2) 新潟市の相談窓口設置による事案把握

本ガイドラインにおいては、保育士等や保護者が、不適切な保育が行われている疑いが生じた場合に相談できる先として、令和4年4月より、新潟市の対応窓口を明確化します。これまで、保育士等や保護者からの苦情や相談について、各区役所健康福祉課や市役所保育課で受け付けることがありました。

今後は、不適切な保育が疑われる場合の早期の相談～対応を徹底し、子どもが重大な被害を受ける事案を減らすことに重点を置くため、保育士等や保護者からすみやかに相談いただけるよう、新潟市ホームページ等において、表2のように周知することといたします。

保育所等においても、表2の内容について、園のしおりや園だより等で、保護者や地域住民に積極的に周知することがのぞまれます。

表2 保育所等や運営法人に対して、苦情がある場合の問合せ先

1 各施設への問い合わせ	
<p>本市の保育所等については、苦情解決のため、苦情解決責任者、苦情受け付け担当者、第三者委員を各施設に設置しています。不適切な保育が疑われる場合等、すみやかにご相談・お問い合わせください。問合せ先は、各施設から書面交付されたしおりや説明書に記載されているほか、各施設の玄関先にも掲示されています。</p>	
2 区役所、市役所への問い合わせ	
<p>1で解決しない場合や保育所等や運営法人に相談しにくい内容がある場合は、各区役所健康福祉課や市役所保育課へお問い合わせください。特に、不適切な保育が疑われる場合には、子どもの被害を未然に防ぐためにも、すみやかにご相談・お問い合わせくださいますようお願いいたします。</p>	
北区役所健康福祉課	025-387-1335
東区役所健康福祉課	025-250-2330
中央区役所健康福祉課	025-223-7230
江南区役所健康福祉課	025-382-4353
秋葉区役所健康福祉課	0250-25-5683
南区役所健康福祉課	025-372-6369
西区役所健康福祉課	025-264-7340
西蒲区役所健康福祉課	0256-72-8389
こども未来部保育課	025-226-1215

(3) 発生時の対応のながれ

新潟市において、不適切な保育が疑われる場合への対応は、保育所等の運営指導を担う各区役所健康福祉課が担当します。しかし、不適切な保育が疑われる場合への対応は件数も限られており、各区役所が対応ノウハウを蓄積していないことや、事案によっては特別監査等の対応が必要となることから、市役所こども未来部保育課及び福祉部福祉監査課と連携を取りながら対応する体制としています(図2・図3参照)。

図2 不適切な保育が疑われる事案発生時の対応

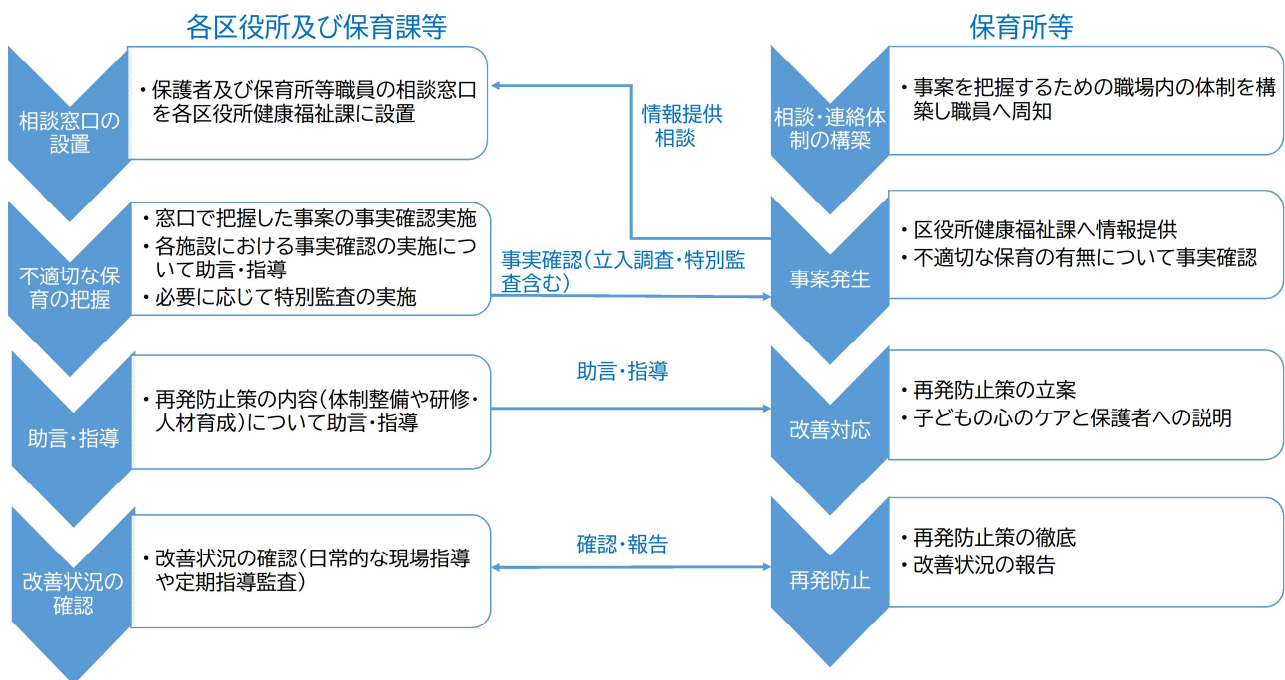
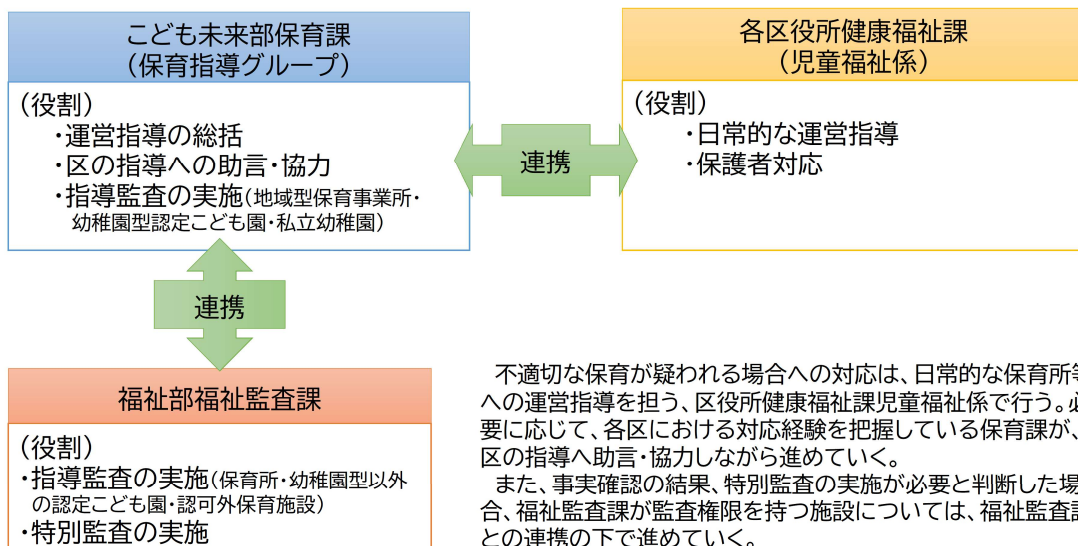


図3 新潟市における保育所等への運営指導体制



(4) 事実の確認

保育所等において、園内で不適切な保育が疑われる事案を把握した場合、保育所等は、当該事案の事実関係や要因等に関する情報を迅速かつ正確に収集し、市や区役所に対して情報提供を行い、今後の対応等について協議します。

市及び区役所は、保育所等や保護者、保育士からの情報提供・相談を受けて事実確認を行うに当たり、保育所等から提供された情報を踏まえつつ、市及び区役所が緊密に連携して事実関係を正確に把握することはもちろん、保育所等において不適切な保育が行われたと判断する場合には、不適切な保育が行われた要因を分析し理解するとともに、改善に向けての課題を丁寧に把握することが重要です。

保育所等において、事案の事実関係等を確認するにあたり、次に示すような調査票等を用いて関係者に聞き取り調査を行います。

(例) 調査票

調査者氏名：	回答者氏名：	月 日 () 時
調査にあたって ・誰が何を回答したかについて、秘密は守られますので、知っていることを正直に教えてください。 ・職員間で、何を話したかや何を聞かれたかについて、詮索しないでください。 ・園全体で改善に取り組んでいくために、組織的な課題について気づいたことを教えてください。		
不適切な保育が疑われる事実	事実確認	具体的な内容
①〇〇に対して△△をした。	見た (いつ： /どこで：) 聞いた (いつ： /誰に：) 知らない	
②□□できない〇〇を△△し、 ××の状態になった。	見た (いつ： /どこで：) 聞いた (いつ： /誰に：) 知らない	
③〇〇に対して××と言った。	見た (いつ： /どこで：) 聞いた (いつ： /誰に：) 知らない	
今回の事案の背景や組織的な課題について		

(5) 事実確認後の対応

不適切な保育が疑われる事案を保育所等が把握した場合の対応は、今後の“より良い保育”の実施を目指し、同様の事案が生じないための環境を整備することが最大の目的です。そのため、個別の事案だけを改善するのではなく、その背景にある原因を理解した上で、保育所等の組織全体として改善するための方法を探ることが重要です。保育所等は、不適切な保育の事実が確認された場合、施設長が中心となり、改善に向けた行動計画を策定し、保育所全体で改善に取り組むことが求められます。

また、不適切な保育が行われた場合、その対象となった子どものみならず、その他の子どもも含め、十分な心のケアを行う必要があります。併せて、不適切な保育が行われた経緯や今後の保育所としての対応方針等について、保育所等を利用する子どもの保護者に対して、丁寧に説明し、理解を得ることが重要です。その際、不適切な保育を受けた子どもの保護者から、他の保護者に対して事案の経緯等を説明することの同意を得る必要が生じる場合があることに留意する必要があります。

不適切な保育が行われたと判断した場合、市及び区役所は、書面指導や改善勧告等による改善の指導を行うこととなりますが、その際には、実際に生じた個別の事案だけを改善するのではなく、その背景にある原因を理解した上で、保育所等の組織全体としての改善を図るための指導を行うこととなります。

具体的には、不適切な保育が行われた原因や保育所等が抱える組織的な課題を踏まえ、保育所等が策定する改善計画の立案を支援・指導するとともに、その実現に向けた取り組みに対する助言・指導を継続的に行っていきます。

なお、不適切な保育が行われた保育所等に対し、継続的な支援を実施することは重要ではありますが、不適切な保育が行われた場合に限らず、日頃から保育所等と市及び区役所が密にコミュニケーションを取りつつ、不適切な保育の未然防止や保育の質の向上に取り組んでいくことが望ましいことは言うまでもありません。

4 不適切な保育が生じる背景

不適切な保育が生じる背景としては、“職員一人一人の人権意識”の問題（子どもの人権や人格尊重の観点に照らして、どのような子どもへの関わり方が適切なのか十分に理解していない）と、“職場環境”の問題（施設における職員体制が十分でないなど、適切でない保育を誘発する状況が生じている）があると考えられます。

（１）人権意識の問題

保育所保育指針第1章総則には、「（5）保育所の社会的責任」として、下の囲みの記載があります。

ア 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。

また、保育所保育指針解説（平成30年2月/厚生労働省）では、上記の内容について次のように解説されています。

保育士等は、保育所における保育という営みが、子どもの人権を守るために、法的・制度的に裏付けられていることを認識し、憲法・児童福祉法・児童憲章・児童の権利に関する条約などにおける子どもの人権等について理解することが必要である。

また、子どもの発達や経験の個人差等にも留意し、国籍や文化の違いを認め合い、互いに尊重する心を育て、子どもの人権に配慮した保育となっているか、常に全職員で確認することが必要である。子どもに対する体罰や言葉の暴力が決してあってはならないことはもちろんのこと、日常の保育においても、子どもに身体的、精神的苦痛をあたえることがないよう、子ども的人格を尊重するとともに、子どもが権利の主体であるという認識をもって保育に当たらなければならない。

子どもは身近な保育士等の姿や言動を敏感に受け止めている。保育士等は、自らが子どもに大きな影響を与える存在であることを認識し、常に自身の人間性や専門性の向上に努めるとともに、豊かな感性と愛情をもって子どもと関わり、信頼関係を築いていかなければならない。

このことを踏まえ、保育所等の職員は、常に人間性や専門性の向上に努めるとともに、園内研修における学び合いや外部研修の受講など、組織的な取組を継続的に行う必要があります。

(2) 職場環境の問題

保育士等による不適切な子どもへの関わりが生じる背景としては、その行為を誘発する状況や、そうした行為が改善されにくい状況等、職場環境の問題も大きいと考えられます。

保育所等は、子どもに保育を提供するとともに、保護者に対する子育て支援を担うことも求められています。加えて、保育所等を利用する子どもとその家庭の多様化などにより、保育士一人一人にかかる負担は大幅に増加しています。

このように、保育士等が多様な対象に対して多様なニーズに対応することを求められる状況においては、保育士等が子どもや保護者一人一人に丁寧に向き合い、対応するための十分な時間が確保できない状況も生じうると言えます。

また、例えば、職場に職員間で日々の保育の振り返りを行う機会などを定期的に持つていれば、不適切な関わりを未然に防止できたり、不適切な関わりに陥っていたとしても早い段階で改善されたりすることが期待できますが、そうした機会がない場合、職員同士の気づきが促されないなどの弊害が考えられます。

厚生労働省は、令和2年3月に「保育所における自己評価ガイドライン」を改定し、各保育現場における保育内容等の評価に関する取組が保育の改善や組織の機能強化になることを示しています。さらに令和3年3月には、「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」を作成し、職員の業務負担の軽減や働き方の見直しなどについて、組織的に取り組むことの重要性が示されました。

不適切な保育の未然防止のためには、子どもへの関わりのみならず、これらを活用し、組織全体の改善に取り組んでいくことが重要です。

(参考)

保育所における自己評価ガイドライン（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000609915.pdf>

保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000763301.pdf>

5 不適切な保育の未然防止に向けて（まとめ）

保育所等における不適切な保育をなくし、全ての施設で質の高い教育・保育を提供するにあたって、保育所等と新潟市がそれぞれ担う役割について、次のように整理します。

（１）保育所等の役割

- ① 保育士等に対し、子どもの人権・人格の尊重の観点に照らして、適切な保育についての園内研修・人材育成を継続的に行う。
- ② 保育内容に関する自己評価（園評価）や公開保育等を活用し、行事計画等を含む日々の保育のあり方に関する保育士等の気づきを促す。
- ③ 保育の計画の作成や振り返りに当たっては、不適切な保育が生じないように、職員間の語り合いを通じた気づきを促す。
- ④ 不適切な保育が生じないように職場環境の整備のために、組織的な取組を行う。

（２）新潟市の役割

- ① 保育所保育指針等の関係法令を踏まえ、子どもの最善の利益を考慮した適切な保育についての考え方を本ガイドラインや各種通知をもって示す。
- ② 子ども最善の利益を考慮した適切な保育についての考え方の周知や研修実施、保育現場で活用できるチェックリスト※の提供等を行う。
- ③ 各保育所等において適切な保育が実現されているか、またそのための体制が整っているかについて、監査や日常的な現場訪問を通じた助言・指導を行う。

※本ガイドライン検討委員で作成したチェックリストを次ページ以降に掲載しましたので、ぜひご活用ください。各保育現場の実情に合わせた項目に更新したり、職員間で話し合って新たなリストを作成したりすると、より効果的な取組となります。

チェックリスト I

わたしたちからのお願い ～子どもの声がきこえていますか？～

◆ 乳 児 ◆ (園の集団生活を想定して)

- 離乳食のメニューを教えてほしいな。
- 離乳食は食べる前に混ぜないでほしいな。
- 眠いサインに気付いてほしいな。
- 1番に私を見てほしいな。
- 「～して」って仕草で言ったら分かってすぐにしてほしいよ。
- 「いいよ」「大好き」をいっぱい言ってほしいな。
- いっぱいほめてほしいな。
- 自分で挑戦しているときや好きな遊びをしているときは見ていてほしいな。
- 何かをする時は急にしないで、予告してほしいな。
- 眠い時に寝かせてほしいな。
- お腹がすいたらすぐ食べたいな。
- 手づかみ食べを楽しみたいな。
- 何でも触りたいな。
- 何でも舐めたいな。
- 行きたいところに行きたいな。
- 椅子じゃなくて抱っこで食べさせてほしいな。
- ご飯のあと、ミルクをすぐに飲ませてほしいな。
- 優しい声、優しい笑顔で接してほしいな。
- 私の名前を大切にしてほしいな。
(呼び捨てやあだ名で呼ばないでほしいな。)
- 泣きたい気持ちをわかってほしいな。
- 友だちと同じおもちゃがほしいな。
- おんぶばかりではなく、下りて遊びたいな。
- つかまり立ちで満足するまで歩きたいな。
- 上ったり、くぐったりしたい気持ちをわかってほしいな。
- おむつが汚れたら、お尻が痛くなるからすぐに替えてほしいな。

わたしたちからのお願い ～子どもの声がきこえていますか？～

◆ 1歳以上3歳未満児 ◆ (園の集団生活を想定して)

- 遊びは自分で選びたいな。
- 泣いている時は、優しく抱っこしてほしい。
- 野菜は全部食べられないけど、ご飯のおかわりはほしいな。嫌いな食べ物もあるんだよ。
- ご飯の時には待たせないで。見たらすぐに食べたいな。
- 楽しく食べたいな。
- ご飯の時間になってもまだ遊びたいな。
- 水遊びいっぱいさせてほしいな。
- 眠くなるまで待っててね。
- たくさんほめてほしいな。
- 話を聞いてほしいな。
- 一緒に遊んでほしいな。
- たくさん抱っこしてほしいな。
- おひざで絵本を読んでほしいな。
- 呼んだらすぐに来てほしいな。
- 靴下履くのを手伝ってほしい時もあるよ。
- 好きなだけ遊びたいな。
- やってみたいこと全部やりたいな。
- いたずらもちょっとはさせてほしいな。
- 走るの大好きだよ。
- できたことを一緒に喜んでほしいな。
- どんな主張でもまるごと受け止めてほしいな。
- やりたくない時もあるよ。
- おむつ替えを後にしたい時もあるんだよ。
- ちょっと難しいことでもやってみたいな。
- 先生とお家の人、たくさんお話してほしいな。
- お友だちとケンカをしたら、優しくしてほしいな。
- 気持ちを代わりに言ってほしいな。
- 嫌なことから守ってほしいな。

わたしたちからのおねがい ～子どもの声がきこえていますか？～

◆ 3歳以上児 ◆（園の集団生活を想定して）

- 上手にできたり1人でできたら、たくさんほめてね。
- 好きな時に先生と遊びたい！甘えたいな！
- お昼寝したくないときもあるよ。みんなが同じ時間だけ寝なくてもいいように考えてほしいな。
- 先生、たくさん抱っこやおんぶしてね。
- 困った時に助けてくれたり、怖いことから守ってほしいな。
- 間違ったことをしても怒らないで、優しく教えてほしいな。
- 友だちがいる前で怒らないでね。
- 気持ちを聞いて、「そうだったんだね」と受け止めてほしいな。
- やりたい！と思ったことを応援してほしいな。
- 困っているとき、うまくできない時、優しく教えてほしいな。
- 好きな遊びをゆっくり楽しみたいから遊ぶ時間がいっぱいほしいな。
- 1対1でじっくりと絵本を読んでほしいな。
- 集中して遊んでいるときはそっとしておいてほしいな。
- たまには身の回りのことを手伝ってほしいな。
- 1回言われても分からないよ。ゆっくり何回も教えてほしいな。
- 友だちと比べないでほしいな。
- 静かでくつろげるきれいな部屋で過ごしたいな。
- お水を飲む、トイレに行く、お昼寝する、を自分で決めたいな。
- お友だちとけんかしたら、どっちの意見もちゃんと聞いてほしいな。
- わたしたちのやりたい遊びを自分で決めたいな。
- 給食に嫌いな物があったら「残してもいいよ」と言って欲しいな。楽しい気持ちで少しずつ食べられるようになりたいな。
- 給食の時、先生に隣に来てほしいな。
- 好きなものから食べたいな。
- 給食は食べたい量を自分で決めるよ。
- 自分と友だちの思いが違うことを何回も知らせて気付かせてほしいな。
- 危ないことをした時、なぜ危ないか教えてほしいな。
- 共感してもらえると、たくさん気持ちを話せるよ。
- 怖い顔や大きな声はびっくりしちゃう、笑っている先生が大好きだよ。

チェックリストⅡ

子どもの権利を守る！不適切保育ゼロをめざして 保育現場における子どもの人権擁護のためのチェックリスト

項目	NO	内容	頻度	理由
食事	1	乳児の食事介助時、咀嚼のペースを無視し、口に運んでいる。	・していない ・している (したことがある)	個々にあった一口の量や咀嚼のペースを把握し介助しましょう。
	2	乳児に対し、白飯を食べない(残してしまう)からといって、おかずやお汁を混ぜる。	・していない ・している (したことがある)	完食を目標とせず、それぞれの味や食感を味わえるようにしましょう。
	3	乳児に対し、こぼすから・好きなものから食べてしまうから等といって、一品ずつ配膳する。	・していない ・している (したことがある)	提供された給食を、まんべんなく味わえるように介助しましょう。
	4	食事中、眠ってしまう子を無理やり起こして食事をさせる。	・していない ・している (したことがある)	その日の活動と個々の生活リズムに合わせて、食事の時間を調節しましょう。
	5	泣いているところに食べ物を口に入れる。	・していない ・している (したことがある)	泣き出した場合はいったん給食を中止し、泣いている気持ちに寄り添いましょう。
	6	発達を無視して箸に移行する。	・していない ・している (したことがある)	個々の発達にあった食具を使用しましょう。
	7	食後、おしぼりで口のまわりを強く拭く。	・していない ・している (したことがある)	食後、口まわりは優しく拭きましょう。
	8	完食を無理強いする。 ・完食するまで果物を食べさせない。 ・保育者が勝手に量を調節する。 ・全部食べないとおかわりさせない。	・していない ・している (したことがある)	個々の食事量を把握し、おいしく食べ終えることを目標としましょう。
	9	食べたくない理由を聞かないで、食べることを無理強いする。	・していない ・している (したことがある)	食べたくない理由をていねいに聞き取り、その子の気持ちに寄り添いましょう。
	10	会話をしないで食べることを強要する。	・していない ・している (したことがある)	保育者も一緒に適度な会話に加わりながら、声の大きさや食べるスピードに配慮しましょう。 ※感染対策としての「黙食」の指導は、発達段階に応じて適切に行うこと。

子どもの権利を守る！不適切保育ゼロをめざして
 保育現場における子どもの人権擁護のためのチェックリスト

項目	NO	内容	頻度	適切な関わり
着替え 排泄 午睡	1	服が汚れたり、濡れたりしていても、すぐに着替えをさせない。	・していない ・している (したことがある)	子どもの気持ち悪いという不快な気持ちを尊重し、後回しにしないようにしましょう。保育者の都合は優先しないこと。
	2	子どもに声をかけずに、子どもの服を突然脱がせる。	・していない ・している (したことがある)	着替えが必要なことを知らせ、着替え方を伝えたり、手伝ったりしましょう。
	3	「行きたくない」「出ない」という子どもも、一斉にトイレに行かせる。	・していない ・している (したことがある)	一人ひとりのタイミングに合わせましょう。「今はトイレの時間です」はやめましょう。
	4	保育者が身の回りのことを全部してしまう。	・していない ・している (したことがある)	子どもの育ちに繋がるような援助をしましょう。
	5	たくさんの人目につく場所で着替えをさせる。	・していない ・している (したことがある)	プライバシーに配慮し、着替えスペースを確保しましょう。
	6	おむつ交換の時に、お尻を出したまま子どもにおむつを取りに行かせる。	・していない ・している (したことがある)	年齢が小さくてもプライバシーに配慮し、おむつを用意してから、おむつ交換をしましょう。
	7	「おしっこ出ない」と子どもが言っているのに、ずっと便座に座らせる。	・していない ・している (したことがある)	おむつはずしを急がず、一人ひとりのペースに合わせましょう。
	8	午睡時、布団に入った後に「トイレに行きたい」という子どもに対し、「さっき行ったでしょ？」「なんで行かなかったの？」と言う。	・していない ・している (したことがある)	トイレは、いつでも気持ちよく行かせてあげましょう。年齢によっては、見通しを持ってトイレに行くことができるように知らせましょう。
	9	午睡からの目覚め時、まだ寝ている子の身体を無理に起こしたり、立たせたりする。	・していない ・している (したことがある)	身体を撫でるなどして優しく揺り起こし、気持ちよく目覚められるようにしましょう。
	10	午睡時に静かにさせるために、布団(コット)を強制的に移動する。	・していない ・している (したことがある)	適切な援助のための布団の移動は、必ず言葉をかけてからにしましょう。

子どもの権利を守る！不適切保育ゼロをめざして
保育現場における子どもの人権擁護のためのチェックリスト

項目	NO	内容	頻度	適切な関わり
クラス活動	1	保護者と離れる際、さみしくて泣いている子に対して、「泣いてもママは来ないよ」と伝える。	・していない ・している (したことがある)	子どもの気持ち、思いを否定する言葉かけではなく、まずは、子どもの気持ちを受け止めることが基本です。
	2	朝の会や終わりの会において、話を聞かない子に対し、みんなの前で注意をしている。	・していない ・している (したことがある)	子どもたちが話を聞きやすい環境を整えたり、興味を引くような導入を工夫していきましょう。
	3	発達段階に関係なく玩具を配置している。	・していない ・している (したことがある)	子どもの発達段階に合った環境で遊ぶことで、子どもの育ちが促されます。環境の見直しを行いましょう。
	4	やりたくない活動を強制している。	・していない ・している (したことがある)	保育者の都合や満足のための活動になっていませんか。子どもの姿や保育のねらいの沿った保育内容を考えていきましょう。
	5	年齢・発達に合っていない活動を計画している。	・していない ・している (したことがある)	子どもが何度も繰り返して遊びたい、試したいと思えるような遊びの環境を整えましょう(難しすぎる活動は、保育者の介助や指示がないとできません。簡単すぎる活動だけでは、遊びこめず、ふざけ合いやトラブルにつながります)。
	6	遊びの中でチーム分け等を行うとき、性別や体格別など、子ども自身が選択できない状況を保育者が主導している。	・していない ・している (したことがある)	ジェンダーレスや子ども自身の人権を理解し、一人の人間として尊重して保育しましょう。
	7	子ども同士のトラブルが起きた時、子どもたちの言い分を聞かずに一方的な判断をしている。	・していない ・している (したことがある)	まずは、子どもたちの話を聞くことが前提です。発達段階に応じて、自分たちで解決できるように手助けしたり、その場にいた他の保育者や園児に話を聞いたりして、解決していきましょう。
	8	噛みつきが何度も続いたとき、噛みついた子を叱ったり、友達との関わりを制限したりする。	・していない ・している (したことがある)	噛みついた子どもを責めるのではなく、どうして噛んでしまうのか、どのような場面で噛んでしまうのか等を考え、未然に防ぐ環境の工夫や働きかけをしていきましょう。
	9	「だめ」「しません」など、子どもに禁止の言葉をかけている。	・していない ・している (したことがある)	注意や命令、否定ではなく、肯定的な言葉かけをしていきましょう。具体的に、してほしい行動を伝えていきましょう。 例:「廊下は走りません」→「廊下は歩きましょう」
	10	保育室に子どもが残っているのに、電気を消している。	・していない ・している (したことがある)	子どもが何をしているのかを確認し、子どもの同意を得て、電気を消すタイミングを決めましょう。突然暗くなることで、子どもに恐怖感を与えてしまうこともあります。
	11	お友達と遊ばずに自分のペースで遊んでいる子に対し、遊びを中断させて集団で遊ぶことを無理強いする。	・していない ・している (したことがある)	一人ひとりの思いや遊びを尊重する視点を持ち、遊びと遊びをつなげるしかけを考えましょう。子ども同士がイメージを共有する楽しさを味わえるよう、計画的に保育をすすめましょう。